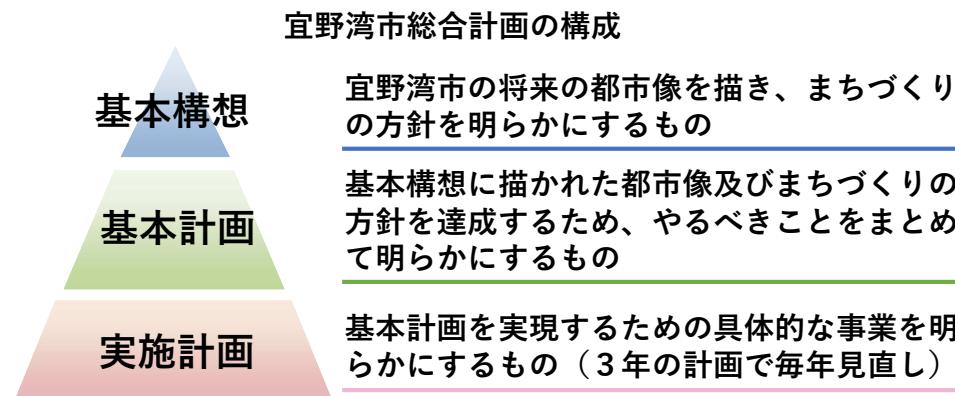


(1) 総合計画とは

- ・宜野湾市の施策全体の方向性を示す「**羅針盤**」
- ・**全ての分野**の行政運営の基本となる
宜野湾市の最上位計画
- ・様々な施策や事業に関する**総合的かつ計画的なまちづくりの長期的な展望**を持った指針



宜野湾市は、基本構想・基本計画とともに、「議会の議決すべき事件に関する条例」により、議決事項としている

→ **今後も宜野湾市の総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため策定を行う**

※参考【地方自治法：第2条第4項】

「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

→平成23年法改正により条文削除（法的な策定義務なし）

※役割を終えたのではなく、地方自治体の「自主性の尊重と創意工夫を期待する」観点からの措置。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

- ・総合戦略：人口ビジョンの実現に向けて、「**仕事**」、「**交流**」、「**結婚・出産・子育て**」、「**地域づくり**」の観点から**人口減少の克服、地方創生**に関する施策を示す
- ・平成26年に国の総合戦略を策定(令和5年に**デジタル田園都市国家構想総合戦略**として抜本的に改訂)
- ・平成27年に市の第一期計画を策定（令和3年に第二期計画策定）

宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成



人口動向分析や将来人口推計を行い、人口に関する市の将来展望を示すもの

人口ビジョンを踏まえて、市の地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）や活性化に向けた具体的な取組み内容を示すもの

【まち・ひと・しごと創生法：第10条第1項】

「市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」

【地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和4年12月版)】

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、策定された国の総合戦略を勘案し、**地方版総合戦略**を改訂するよう努める旨が記載。

→ **国の総合戦略を勘案し、県の総合戦略等も踏まえながら、宜野湾市の特徴に沿った策定を行う**

宜野湾市の「総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要等

(3) 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の違い

【総合計画】：施策全体の方向性を示す羅針盤。全ての分野。市の最上位の計画。

【総合戦略】：人口減少の克服・地方創生を図る。分野横断的な取り組みも含む。

⇒これまで：「仕事」、「交流」、「結婚・出産・子育て」、「地域づくり」の観点での取組

⇒これから：上記の観点に加えてデジタルの力も活用し、継承・発展させる

